

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正	(農林水産経営支援課)	三
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	四
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○道路の供用開始(五件)	(同)	四
○廃川敷地等の発生	(河川課)	五
○都市計画の変更(三件)	(都市計画課)	五
○土地改良区役員の就任の届出	(大河原地方振興事務所)	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(道路課)	七
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(教育庁生涯学習課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	九
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		一一
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選		

選挙権を有する者の数

## 告 示

一一

○宮城県告示第八百四十九号  
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅療養管理指導

事業所の名称 佐藤外科医院	事業所の所在地 栗原市築館伊豆一丁目六一二十五	申請者の名称 医療法人社団順和会	申請者の所在地 栗原市築館伊豆一丁目六一二十五	指定年月日 平成二十七年五月一日
------------------	----------------------------	---------------------	----------------------------	---------------------

二 通所リハビリテーション

事業所の名称 大崎ミッドタウン総合メデイケア クリニック	事業所の所在地 大崎市松山金谷字中田七十六一	申請者の名称 医療法人而成会	申請者の所在地 大崎市松山千石字広田三十五	指定年月日 平成二十七年四月一日
------------------------------------	---------------------------	-------------------	--------------------------	---------------------

三 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称 クオール薬局米山店	事業所の所在地 登米市米山町字桜岡大又二番地一	申請者の名称 クオール株式会社	申請者の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目三番一号 城山トラストタワー三十七階	指定年月日 平成二十七年八月十二日
---------------------	----------------------------	--------------------	--	----------------------

四 介護予防通所リハビリテーション

事業所の名称 大崎ミッドタウン総合メデイケア クリニック	事業所の所在地 大崎市松山金谷字中田七十六一	申請者の名称 医療法人而成会	申請者の所在地 大崎市松山千石字広田三十五	指定年月日 平成二十七年四月一日
------------------------------------	---------------------------	-------------------	--------------------------	---------------------

五 介護予防訪問看護

事業所の名称 くろかわ訪問看護ステーション	事業所の所在地 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地	申請者の名称 黒川地域行政事務組合	申請者の所在地 黒川郡大和町吉田字新要害五十七番地の一	指定年月日 平成二十七年四月一日
--------------------------	-----------------------------	----------------------	--------------------------------	---------------------

○宮城県告示第八百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
やまと在宅診療所登来	登米市迫町佐沼字下田中二十五番地	田上 佑輔	居宅療養管理指導	平成二十七年七月一日

○宮城県告示第八百五十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二六〇〇一六五	梨花 宮城県利府町加瀬字 川迎二十八	生活介護	社会福祉法人 嶋福祉会	平成二十七年 四月一日

○宮城県告示第八百五十二号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月十一日から施行する。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百二十五条の二に掲げる漁業（のり養殖業）の表中

宮城県第22加入区	宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所の地区
宮城県第23加入区	宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち要害の区域
宮城県第24加入区	宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち東宮浜の区域
宮城県第25加入区	宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち代ヶ崎浜の区域
宮城県第26加入区	宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち吉田浜の区域
宮城県第27加入区	宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち花瀬浜の区域

さ

宮城県第28加入区	宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち宮浦田浜の区域
宮城県第29加入区	宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所の地区のうち松ヶ浜漆浜の区域
宮城県第30加入区	宮城県漁業協同組合の仙台支所の地区
宮城県第31加入区	宮城県漁業協同組合の關上支所の地区
宮城県第32加入区	宮城県漁業協同組合の巨理支所の地区
宮城県第33加入区	宮城県漁業協同組合の山元支所の地区

宮城県第22加入区	宮城県漁業協同組合の塩釜市第一支所、七ヶ浜支所、仙台支所及び仙南支所（關上）の地区
宮城県第23加入区	（次番）
宮城県第24加入区	（次番）
宮城県第25加入区	（次番）
宮城県第26加入区	（次番）
宮城県第27加入区	（次番）
宮城県第28加入区	（次番）
宮城県第29加入区	（次番）
宮城県第30加入区	（次番）
宮城県第31加入区	（次番）
宮城県第32加入区	宮城県漁業協同組合の仙南支所（巨理）の地区

に

宮城県第33加入区 宮城県漁業協同組合の仙南支所（山元）の地区

改める。

○宮城県告示第八百五十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年九月十一日

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十七年九月十一日

○宮城県告示第八百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 払川町向線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	
本吉郡南三陸町歌津字払川一五〇番二地先	七・〇	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
同郡同町歌津字払川一五〇番二〇地先	一四・〇		
後	一四・〇		一三八・〇
前	一七・〇		一三八・〇

○宮城県告示第八百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼陸前高田線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
気仙沼市上東側根一三番一五地先から	—	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
同市上東側根一三番一四地先まで	—		
後	一一・〇		四〇・〇
前	一七・〇		—

○宮城県告示第八百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	払川町向線	本吉郡南三陸町歌津字払川一五〇番二地先から同郡同町歌津字払川一五〇番二〇地先まで	平成二十七年九月十五日

○宮城県告示第八百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、栗原都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 栗原都市計画道路

2 名称 三・三・一号 国道幹線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

栗原市築館字内南沢の一部

2 廃止する部分

栗原市築館字内南沢の一部

○宮城県告示第八百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画道路

2 名称 三・六・二号 五日町御前下線

三・六・三号 汐見田尻畑線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

南三陸町志津川字廻館前、同字御前下、同字汐見町、同字塩入、同字竹川原及び同字田尻畑の各一部

各一部

2 廃止する部分

南三陸町志津川字御前下、同字竹川原及び同字田尻畑の各一部

○宮城県告示第八百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙塩流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

なし

2 廃止する部分

多賀城市大代六丁目の一部

○宮城県告示第八百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年九月十一日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年八月二十八日	秋 保 英 俊	一 刈田郡蔵王町大字円田字屋敷一番地	理事
平成二十七年八月二十八日	鈴 木 保 博	柴田郡村田町大字沼辺字中山三十二番地	理事

○宮城県告示第八百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年九月十一日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 宮 崎 博 之

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年八月八日	文 屋 儀 一	黒川郡大和町落合相川字塚越三十六番地の三	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十七年七月六日	文 屋 儀 一	黒川郡大和町落合相川字塚越三十六番地の三	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 千七百二十二トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 三十九キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力行等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三五）へ平成二十七年九月二十四日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地一号

宮城県大河原土木事務所総務班（担当 長谷川 実 電話〇二二四―五三一―三三三五）

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十七年九月二十八日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年九月二十五日（金）午後二時まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十七年十月八日（木）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十七年十月二十二日（木）午後五時まで

(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十七年十月二十七日（火）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室  
(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十一時〇〇分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

Summary

- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2016.
- 3 Place of Delivery : Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Thursday, October 22, 2015, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Mhnoru Hasegawa, General Affairs Group, Ogawara civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogawara, shibata, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel: 0224-53-3135
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年九月十一日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市高館熊野堂字岩口上三十一番四、六十六番四  
東京都千代田区大手町二丁目六番三号
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
J X日鉱日石エネルギー株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年九月十一日

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
宮城県美術館で使用する電気 年間百八十二万二千キロワット時  
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十七年九月一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地  
株式会社エネット 東京都港区芝公園二丁目六番三号
- 五 落札金額  
一億一千八百四十万八千九百八十円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日  
平成二十七年七月十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量  
文書管理システム機器賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間  
平成二十八年一月一日から平成三十二年十二月三十一日まで
- 4 履行場所  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 当該機器又は同種機器の賃貸借を、平成十六年四月一日以降、二年以上の期間にわたり、誠実に履行した実績を有すること。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三五）へ平成二十七年九月二十九日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二二一七七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十七年九月二十八日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十月十四日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年十月二十七日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年十月二十八日（水）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of Equipment for Document Management System - 1 set

2 Duration of Contract : January 1, 2016 to December 28, 2020

3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi

4 Bid Deadline : October 28, 2015, 5 : 00 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan  
Tel: 022221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第百八号

平成二十七年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一二九

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数  
三三八、三〇一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七九、六二三	岩沼選挙区	一一、八二四
宮城野選挙区	五〇、九七一	登米選挙区	一三、〇八八
若林選挙区	三五、九四二	栗原選挙区	一〇、三九二
太白選挙区	六一、五三五	東松島選挙区	一〇、八七一
泉選挙区	五八、七七七	大崎選挙区	三六、七四四
石巻・牡鹿選挙区	四三、三〇五	柴田選挙区	一一、八三七
塩釜選挙区	一五、六一〇	亘理選挙区	一三、〇二五
気仙沼・本吉選挙区	二二、八六八	宮城選挙区	一三、八四八
白石・刈田選挙区	一四、〇三〇	黒川選挙区	二四、四五一
名取選挙区	二〇、二〇九	加美選挙区	八、九三五
角田・伊具選挙区	一一、六七九	遠田選挙区	一一、八八六
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、〇二六		

○宮選管告示第百九号

平成二十七年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十七年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、三〇一